

電気通信主任技術者規則の一部改正('09.6.30)の抜粋

1 〔第九条〕 試験科目

第二号ハ「線路設備の概要及び設備管理」は、新たに「**セキュリティ管理**」が追加され、「線路設備の概要並びに当該設備の設備管理及びセキュリティ管理」に改められました。

2 ・〔第十条〕 科目合格者に対する試験の免除

平成21年6月30日以降に実施される試験から、科目合格者に対する試験の免除期間が、試験の行われた月の翌月の初めから起算して2年以内だったものが、**3年以内に延長**になりました。

・〔附則〕 経過措置第二号

平成21年6月30日以前に実施された試験により試験科目の免除を受けることのできる科目合格者は、従前のおり、試験の行われた月の翌月の初めから起算して2年以内です。

3 〔第四十条〕 資格者証の交付

新たに第二項として、「前項の規定により資格者証の交付を受けた者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する専門的な知識及び能力の向上を図るよう努めなければならない。」という**努力義務規定**が追加されました。

※詳細については、官報(号外第138号平成21年6月30日4頁以降)を参照してください。